



条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年7月7日

鳥羽市長 小竹 篤

条件付き一般競争入札

1. 工事名

安楽島団地461号外3戸浴槽等改修工事

2. 工事場所

鳥羽市 大明東町外1町 地内

3. 工事概要

【土日完全週休2日制工事(発注者指定型(月単位))】

◎安楽島団地461号外3戸浴槽等改修工事

- | | |
|---------------------|----|
| ・安楽島団地461号浴槽等改修工事 | 1式 |
| ・安楽島第2団地572号浴槽等改修工事 | 1式 |
| ・安楽島第2団地573号浴槽等改修工事 | 1式 |
| ・安楽島第2団地576号浴槽等改修工事 | 1式 |
| ・他 | |

4. 工期

契約の日から 60日間

5. 工事価格(税抜き予定価格)

5,210,000 円

6. 入札に参加できる者の資格要件

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)令和(8)年度鳥羽市建設工事等入札参加資格登録業者で(**建築工事**)に登録されている業者で、格付けされているランクが (**B・C**) であること。
- (3)この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
- (4)鳥羽市建設工事等指名停止措置要領(平成20年告示第61号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5)鳥羽市が賦課徴収するすべての税に未納のないこと。
- (6)本工事の入札に参加しようとする者の間に、(鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱第3条第7号に定める)資本関係又は人的関係がないこと。
- (7)本工事における特別な入札参加資格要件 (**なし**)
- (8)入札参加資格者が入札までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加できない。

7. 参加申請書提出期限

令和8年7月16日(木)午後5時まで

8. 入札日時、場所

- (1)入札日時： 令和8年7月23日(木)AM 11時00分
(2)入札場所： 鳥羽市役所西庁舎(旧鳥羽市民文化会館)3階 中会議室

9. 参加申請提出書類

条件付き一般競争入札参加申請書(「申請書様式等ダウンロード」からダウンロードできます)

必ず指定様式により、FAX又は(財政課)へ持参による。

(FAX番号 26-2474) *FAXによる場合は、財政課(電話番号 25-1122)へ必ず連絡すること。

なお、申請書の受付後、受付印を押印した申請書の写しを交付しますので入札会場へ持参してください

10. 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い方には入札参加申請期限日の翌日までに電話で連絡します。電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとします。

11. 設計図書の閲覧

ホームページ内の公告掲載場所に掲載して閲覧に供する。

12. 質問の方法及び期限

本工事内容の質問は、原則として質問書の提出をFAXにより財政課へ行うものとする。

質問書の受付は条件付き一般競争入札参加申請書を提出した者に限る。

質問の期限は、令和8年7月16日(木) 午後5時までとする。質問書の回答は、質問があった場合に限り 令和8年7月17日(金) にホームページ内の公告掲載場所に掲載する

13. 異議申立て

入札をした者は、入札後において、入札公告及び設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることが出来ない。

14. 入札方法

指定会場での入札として1回限りとする。同価の入札をした者が2人以上のときはくじ引きで決定する。入札書と内訳書を同封すること。内訳書未同封、入札書と内訳書合計額相違、**記載すべき項目の欠落又は未記入の場合等は失格とする。**

15. 入札保証金

鳥羽市契約規則第6条により免除とする。

16. 契約保証金

請負金額500万円以上の契約については、当該工事請負金額の10%を契約保証金とする。

17. 最低制限価格

最低制限価格を定めるので、その価格を下回ったものは落札外(失格)とする。

最低制限価格の算出方法は、鳥羽市建設工事等最低制限価格取扱要綱

②建築工事等(解体工事を含む。)を適用する。

最低制限価格の端数処理について、万円止め(1万円未満切捨て)とする。

(令和6年4月1日からの新しい最低制限価格の算出方法を適用)

18. 内訳書の記載範囲

別添、工事費内訳書参照。

19. その他

(1)入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する要件に違反した入札は、無効とする。

(2)入札価格が公表した工事価格を上回る入札をしたときは、その入札を無効とする。

(3)落札者が、契約までに入札要件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

(4)同日に開札する条件付き一般競争入札の落札件数は1業者1件までとし、落札となった入札後に当該落札者が行った入札は無効とする。

(5)本件入札の前日において、鳥羽市が発注する対象工事において手持工事数が2件に達した者が行う入札は、無効とする。